令和7年度 上田市営住宅 申込案内書

令和7年7月改訂

※ 本案内書は法令等の改正により内容が変更になる場合もありますので、最新の案内書をご確認ください。

※ いずれの世帯も抽選により入居していただきますが、災害により住宅を失った方などは、抽選によらず短期入 居することができる場合もありますのでご相談ください。

申込資格 ・・・・・ 2 ページ (優先枠申込資格については3ページ)

申込みに必要な書類 ・・・・・ 4 ページ 連帯保証人について ・・・・・ 6 ページ

1 受付・相談窓口

長野県住宅供給公社 上田管理センター 0268-29-7010

〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号 上田合同庁舎南棟1階

http://www.nagano-jkk.jp/docs/kouei-kouei-top.html

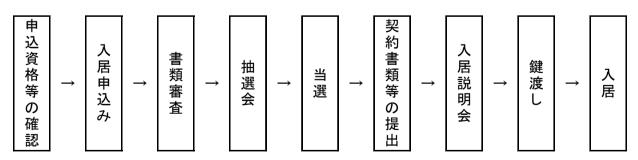


2 募集時期

		令和7年度				
募集月	6月	8月	11月	2月		
募集団地の公表	5月中旬	7月中旬	10月中旬	1月中旬		
申込期間	6月上旬	8月中旬頃	11月上旬	2月中旬頃		
備考	入居は7月中旬 からの予定です	入居は10月上旬 からの予定です	入居は12月中旬 からの予定です	入居は4月上旬 からの予定です		

[※] 申込期間のみ申込みを受け付けます。詳細は市及び公社ホームページをご確認ください。

3 申込みから入居の流れ、抽選について



- 抽選会は公開抽選にて行います。
- 抽選会への参加は自由です。ただし、参加されない場合は、再募集への申込みはできません。
- 抽選後に申込みのなかった住宅がある場合は、引き続き、抽選で当選されなかった方を対象に再募集及び 抽選を行います。再募集へ申込みができる方は、申込者(本人又は同居予定者)です。 希望される方は、抽選会へご参加ください。
 - なお、再募集の申込資格については、各期募集の申込資格と同じです。
- 当選された場合、後日当選通知書を送付します。

4 申込資格 (申込みの時点で、申込資格を満たしていることが必要です)

- (1) 一般申込資格・・・・・次の要件をすべて満たしている方は申込みができます。
 - ① 上田市民、又は上田市内で働いている方
 - ② 持家がなく、住宅に困窮している方
 - ③ 市税等の滞納がない方 ※ ただし、徴収の緩和制度の適用や滞納処分の停止が確認される場合等を除く。
 - ④ 入居する方全員が、暴力団員でないこと
 - ⑤ 現に同居し、又は同居しようとする親族がいる場合、以下のいずれかを満たす方
 - ア 配偶者(婚約者、事実上婚姻関係と同様の事情となっている方を含む)
 - イ 3親等以内の血族又は2親等以内の姻族
 - ウ 長野県パートナーシップ届出受領証等をお持ちの方
 - ⑥ 世帯の所得額(円/年)が申込みをした日において次の表以下の世帯

世帯構成		世帯所得				
世份得及	1人(単身) ^{注1)}	2人	3人	4人	5人	月額(参考)
60歳以上の世帯						
申込者が60歳以上 で、同居しようとする 親族のいずれもが満 18歳未満の世帯	2,668,000	3,048,000	3,428,000	3,808,000		214,000
障がい者世帯	円/年	円/年	円/年	円/年	円/年	円/月
15歳に達する日以 降の最初の3月31日 までにある子供のい る世帯						
その他の世帯	1,996,000 円/年	2,376,000 円/年	2,756,000 円/年	3,136,000 円/年	3,516,000 円/年	158,000 円/月

(注1) 単身申込みについては、原則として18歳以上で扶養親族に該当しない独立生計を営む方を対象とします。(学生及び単身赴任者は申込みの対象外となります。)

(2)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の規定に該当する方 (配偶者または生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者は事前にご相談ください。)

- ① 一般申込資格の①から④の各要件を満たし、DV被害者世帯のうち次のいずれかに該当する世帯
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの
 - イ 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ※ 申込時にはそれら事実を証する書類として、福祉事務所長の入居依頼又は裁判所の保護命令決定書の写し等が必要です。
- ※ その他申込資格がありますので、詳細はご相談ください。

5 優先枠申込資格

「4 申込資格の(1)、(2)」のいずれかに該当し、かつ次の要件を満たす世帯は、抽選回数又は倍率が優遇される優先枠に申し込むことができます。ただし、入居を保証するものではありませんのでご注意ください。

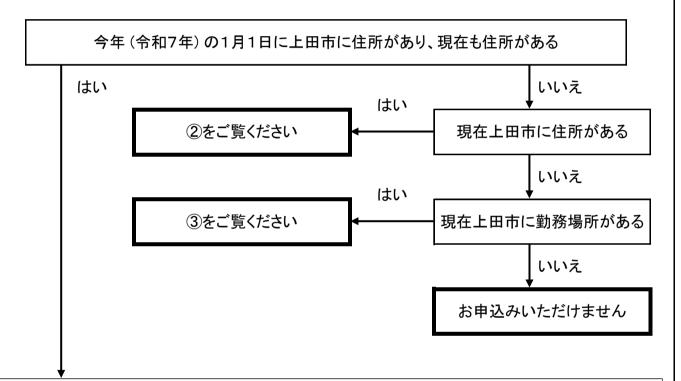
		優先申込対象世帯
1	生活保護世帯	生活保護法第6条第1項に規定する被保護者世帯
2	心身障がい者世帯	入居者(名義人)又は同居の親族が次のいずれかに該当する世帯(1) 恩給法特別項症~第6項症及び第1款症(2) 身体障がい 1~4級(3) 知的障がい A1~B1 (注1)(4) 精神障がい 1・2級 (注1)
3	ひとり親世帯	配偶者のない女子又は男子で20歳に満たない方を扶養してい る世帯(離婚調停中の方も含みます)
4	老人世帯	入居者(名義人)が60歳以上であって、同居の親族がいる場合はいずれもが次のいずれかに該当する世帯 (1) 配偶者 (2) 18歳未満 (3) 60歳以上
5	引揚者世帯	引揚げから5年以内の方がいる世帯
6	多子世帯	同居の親族に18歳未満の方が3人以上いる世帯
7	若者夫婦世帯	夫婦のみで構成され、そのいずれかが39歳以下である世帯
8	子育て世帯	同居の親族に18歳未満の方がいる世帯
9	DV被害者世帯	「4 申込資格(2)」をご覧ください
10	犯罪被害者世帯	 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となり、次のいずれかに該当する世帯 (1) 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった世帯(犯罪により勤労者が亡くなった、身体を害されたため転職等を余儀なくされた、虚偽の風説の流布により廃業に追い込まれた場合等) (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった世帯(犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった、住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった、犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった、犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった場合等)
11	過去落選世帯	過去2年間で4回以上落選した世帯

(注1) 入居者(名義人)及び同居者全員が知的障がい者又は精神障がい者の場合は、「自立した生活ができることを証する書類(医師の診断書等)」及び「サポート体制の機能が確認できる書類」等が必要です。

6 申込みの際に必要な書類(申込みは1世帯1戸です)

■ 注意事項

- ※ <u>ご提出された書類に基づき、法令等の定める入居者資格を有するか審査しますので、記入漏れ・書</u> 類不備等がある場合は、受付できません。
- ※ 世帯の実情及び書類審査により下記以外の書類が必要となる場合があります。その際は追ってご 連絡します。
- ※ 1月1日以降に転入した方や市外在住の方、単身入居等で戸籍謄本が必要となる方は、上田市以外の市区町村で書類の交付を受けることが必要となる場合があります。郵送等による手続きの場合、発行までに時間がかかりますので、お早めにご準備ください。
- ※ 住所地等により、必要書類が異なります。また、現在上田市に住所がある方は、申込時にご提出いただく書類の一部を省略(当選後に要提出)することができますので、以下をご参考ください。



- ① 住民票、所得・控除証明書、完納証明書の申込時のご提出を省略できます。
 - ※「市営住宅申込資格調査同意書」、「納税状況調査同意書」をご提出いただく必要があります。
- ② 住民票の申込時のご提出を省略できます。 所得・控除証明書、完納証明書は1月1日に住所があった市区町村で交付を受けてください。
 - ※「市営住宅申込資格調査同意書」をご提出いただく必要があります。
 - ※ 市区町村により、証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ③ 住民票は現在住所がある市区町村で交付を受けてください。 所得・控除証明書、完納証明書は1月1日に住所があった市区町村で交付を受けてください。 勤務先に在職証明書(市様式)を作成していただく必要があります。
 - ※ 市区町村により、証明書の名称が異なる場合がありますのでご注意ください。
 - ※ 在職証明書とは、上田市に勤務先があることを証明していただく書類です。

必要書類の詳細については、次ページをご覧ください。

必要書類	書類の解説・注意事項等
□ 市営住宅入居申込書	・記入漏れや間違いのないようご記入ください。
	・上田市に住所がある方
□ 市営住宅申込資格調査同意書 ■ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	※ 同意書の提出が無い場合、代理人選任届出書、連帯保証人予定者名簿の提出が必要です。
□ 納税状況調査同意書	・令和7年1月1日に上田市に住所がある方
□ 住民票	・入居予定者全員分 ・世帯全員の記載があり、マイナンバーの記載がないもの ・続柄・本籍地・国籍・在留資格等の省略がないもの ※ 他の世帯と同居している場合、その世帯の住民票も必要です。 ※ 世帯分離をしている場合、それぞれの世帯の住民票が必要です。 ※ 住民票で親族関係が確認できない場合、戸籍謄本が必要です。
□ 所得•控除証明書	・令和7年度のもの・所得の有無に係わらず、満16歳以上の入居予定者全員分
□ 源泉徴収票又は確定申告書の写し (2月募集のみ)	・令和7年分の所得のもの ・入居予定者のうち収入があった方全員分
「現に未納がないことの証明」 □ と明記してある納税証明書 (完納証明書)	・申込者(入居名義人予定者)の分のみ ※ 未納がある場合はご相談ください。(分納中の場合は申込可) ※ 固定資産税(家屋)の課税がある場合、次項の書類が必要です。
住宅の売買契約書(双方押印済) □ 又は住宅の競売通知書の写し、 登記事項証明書 等	・現在持家を所有している方等
□ 給与証明書	・令和6年1月以降に就職・転職した方
□ 離職票又は雇用保険受給資格者証 の写し、退職証明書	・令和6年1月以降に退職し、現在も再就職していない方
	・以下の期日までに退職予定の方
□ 退職見込み証明書 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	6月募集:7月31日まで、8月募集:10月31日まで、 11月募集:12月31日まで、2月募集:4月30日まで
□ 在職証明書	・上田市に住所がなく、上田市に勤務先がある方
- 45.44-T 117.44	・以下の期日までに婚姻予定の方
□ 婚約証明書	6月募集:7月31日まで、8月募集:10月31日まで、 11月募集:12月31日まで、2月募集:4月30日まで
□ ひとり親世帯であることの証明書	・配偶者のない方で、20歳に満たない方を扶養している方
□ 事件係属証明書 (裁判所の証明)	・離婚調停中の方
□ 長野県パートナーシップ 届出受領証明書又は届出受領証	・長野県パートナーシップ届出受領証等をお持ちの方
□ 戸籍謄本	・単身で入居予定の方、住民票で親族関係が確認できない方等
□ 単身入居の入居者資格認定のための 申立書	・単身で入居予定の方
□ 優先枠申込書	・優先枠の設定がある住戸に申込みをする方
□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福 祉手帳、又は療育手帳の写し	・障がい者の方(手帳をお持ちの方)
□ 生活保護受給者証明書	・生活保護を受給している方
自立した生活ができることを証する書 □ 類及びサポート体制の機能が確認できる書類	・入居者(名義人)及び同居者全員が知的障がい者又は精神障がい 者の世帯 ※ 単身で入居予定の方も必要です。

7 連帯保証人資格

- 注意事項
- ※ 入居の際には一定の要件をすべて満たす連帯保証人が1名必要になります。ただし、事情によっては免除となる場合があります。詳しくはご相談ください。
- ※ 連帯保証人になれる方は、原則として上田市内に在住する親族の方です。会社の上司、同僚、市 営住宅入居者等はご遠慮ください。
- ※ 連帯保証人が保証する極度額は、入居者の当初家賃の20か月分となります。

■ 連帯保証人資格

日本国籍を有する、もしくは永住者または特別永住者

所得がある

市税等の滞納がない

■ 連帯保証人の必要書類(当選後)

住民票(本籍地入り)

印鑑登録証明書

所得証明書

納税証明書(完納証明書)

※ 年金受給者は受給金額によっては所得として計上されない場合があります。

8 共益費

■ 一部団地は共益費を要します。詳しくは「11 募集対象としている市営住宅」をご覧下さい。

9 駐車場

- 駐車場は1戸につき1台です。ただし駐車場のない団地もあります。
- 駐車場が有料(1か月2,000円、保証金6,000円)の団地は、別途申請が必要です。
- 2台目以降は、民間の駐車場を借りるなど各自で確保してください。

10 その他

■ 市営住宅では、犬、猫、鳩など、かご又は水槽のなかで飼えない動物の飼育を禁止しています。

11 募集対象としている市営住宅(現在募集している団地ではありません)

	団地名	住所	建設 年度	構造	間取り	給湯	浴槽	ガス	トイレ	入居時家 最低	賃(目安) 最高	共益費	小•中学校		備考	
	千曲町	中之条1203-1	S58∼H4	中耐	2DKY 3DKY	有*	有	都市	水洗	17,800	38,000 45,300	要	南	第四	管理人制度あり *給湯は浴室のみ対応	
上田地域	内堀	五加875他	H7~14	中耐	2DKY 3DKY	有	有	LP	水洗	22,100 25,500	47,200 53,700	要	中塩田	塩田	駐車場有料・管理人制度あり。水 道設備が20ミリメートルロ径のた め、水道基本料金の減額制度(13ミ リメートルロ径以下)の対象外で す。	
	馬場町	中央3-15-1	H14	高耐	1DKY	有	有	都市	水洗	14,300	28,200	要	_	_	エレベーターあり・駐車場なし	
		60歳以上の単身又	は60歳以	上の親族で	構成される	52人‡	世帯向	けの信	主宅で	す。詳しく	はお問合	せくださ				
	中丸子	中丸子1945-1他	S56∼H1	中耐	3DKY	有	有	都市	水洗	15,200	35,500	要	丸子 中央	丸子	駐車場有料・管理人制度あり	
丸子	中丸子第2	中丸子1958-1	H11	中耐	1DKY 2DKY	有	有	_	水洗	15,100 20,300	29,600 39,900	要	丸子中央	丸子	エレベーターあり・駐車場有料・ 管理人制度あり・オール電化	
地域		長瀬3662	Н8	中耐	3DKY	有	有	都市	水洗	22,100	43,400	要	丸子北	丸子北	駐車場有料・管理人制度あり	
	上丸子	上丸子1758-2他	H18	中耐	2DKY 3DKY	有	有	都市	水洗	21,200 26,000	41,700 51,000	要	丸子 中央	丸子	エレベーターあり・駐車場有料・ 管理人制度あり	

	7	団地名	住所	建設 年度	構造	間取り	給湯	浴槽	ガス	トイレ	入居時家		共益費	小•□	中学校	備考
	宮	原	真田町傍陽410-5他		木二	3DKY	有	有	LP	水洗	最低 14,300	最高 28,200	要	傍陽	真田	
真田地域	萩		真田町傍陽6230-1	H2	木二	3DKY	有	有	LP	水洗	13,900	27,300		傍陽	真田	
	大	畑	真田町本原520-1	H4	木二	3DKY	有	有	LP	水洗	15,900	31,300	要	本原	真田	
	鳥	屋	武石鳥屋201-1	S60~62	木平	3DKB	_	_	LP	水洗	11,300	22,700	-	武石	依田窪 南部	
	上声	式 石	上武石429-1	S62~63	木平	3DKB	_	—	LP	水洗	11,600	23,000	—	武石	依田窪 南部	
武石地域		急居	下武石867-1	H2 H3	木平	3DKB 3DKY	_	_	LP	水洗	13,900 15,700	27,400 29,200	_	武石	依田窪 南部	
	上	沖	武石沖579-2	H4~6	木二	3DKY	有	有	LP	水洗	15,200	30,600	—	武石	依田窪 南部	
	堀ノ)内	上武石136-1他	H7 ~ 9	木二	3DKY	有	有	LP	水洗	16,600	33,400	—	武石	依田窪 南部	
	石	経	下武石209-5	H10~11	木平	2DKY	有	有	LP	水洗	12,200	24,300	—	武石	依田窪 南部	

- ※ 木平···木造平屋建 木二···木造二階建 簡平···簡易耐火平屋建 簡二···簡易耐火2階建(1·2階使用可能) 中耐···中層耐火 高耐···高層耐火
- ※ 算用数字・・・室数 K・・・台所 DK・・・台所兼食事室 B・・・浴室(風呂釜、浴槽は入居者負担) Y・・・浴室(風呂釜、浴槽付)
- ※ 入居時の家賃は目安です。家賃は世帯の所得額の合計と住宅の仕様により決定します。なお、入居後は所得の増加等により目安家賃額を超える場合があります。
- ※ 駐車場は1戸につき1台です。駐車場のない住宅(馬場町等)もあります。なお、駐車場が有料(1か月2,000円)の団地は、別途申請が必要です。
- ※ 浴槽、湯沸器、ガスコンロ、網戸、換気扇、トイレの臭気抜きファン、水道凍結防止設備等は、入居者の自己負担で設置していただきます(一部団地を除く)。
- ※ 設備等新品ではありません。
- ※ 家賃の他に、共益費、電気・ガス・水道料金、自治会費等が毎月必要になります。